

国体準備委員会第5回常任委員会
平成28年5月18日決定
令和2年10月28日一部改正

特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」記録業務基本方針

特別国民体育大会における「競技運営に関する情報」や「競技記録」（以下「記録情報」という。）の収集、速報及び総合成績の算出に係る業務（以下「記録業務」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」及び「国民体育大会記録情報処理要項」に定めるもののほか、この基本方針により実施する。

1 記録業務の推進

鹿児島県実行委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）及び関係競技団体は、記録業務を分担し、相互に連携を図りながら、正確かつ迅速に記録業務を推進する。

2 記録本部の設置

県委員会及び会場地委員会は、記録業務を円滑に推進するため、それぞれ記録本部を設置する。

3 記録システムの活用

県委員会は、記録業務を効率的に実施するため、記録情報を正確かつ迅速に処理することのできる記録システムを使用する。

4 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。